

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 8 号
2 0 1 8 年 2 月 2 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「新幹線における重大インシデント」に関する安全確保にむけた申し入れ

昨年12月11日、「のぞみ34号」における台車亀裂の発生、異常が認められていたにも関わらず、床下点検をさせなかった運行体制に問題が明らかになった。運輸安全委員会の調査や有識者会議も発足しているがその原因は現在も明らかになっていない。

2月1日、J R 西日本は、2005年の福知山線事故を受けて定めた「安全孝動計画」を改め、その中の「安全の追求に向けて」として異常を感じた場合や安全が確認出来ない場合は「迷わず列車を止める」、「異常時には現場の判断を最優先とする価値観を共有する」と明記したことを明らかにした。

しかし、J R 東海会社は、この発表を受けて今日まで何ら見解を示しておらず、さらに事故当日も「のぞみ34号」を新大阪から名古屋まで徐行もせずに運行した反省や教訓も明らかにしていない。「新幹線の重大インシデント」として指定された事象はJ R 西日本だけが考えるものであるという間違った認識を会社が持っているように考えられる。

今後の安全確保にむけて、「安全確保」「異常と感じた場合」「迷わず列車を停車させる」認識をJ R 西日本会社と共有していくことが最大の課題であると考えます。

よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 「のぞみ34号」の事象は、会社としてどのように受け止めているのか、具体的に明らかにすること。
2. 「のぞみ34号」を新大阪から名古屋まで徐行もせずに運行した事実は極めて危険な事象であったと考える。会社の見解を明らかにすること。
3. 「のぞみ34号」の異音、異臭に関する情報は、会社としてJ R 西日本とどこまで共有していたのか明らかにすること。
4. J R 西日本が定めた「安全孝動計画」に関する会社としての見解を明らかにすること。
5. J R 西日本「安全孝動計画」の中の「安全の追求に向けて」の3項に、「危ないと感じたとき」は列車を止めることに加え、「安全が確認できないとき」について「迷わず列車を止める」と安全確保のための具体的行動を明記している。この明記に関して会社としての見解を明らかにすること。

6. 会社として、JR西日本との「危ないと感じたとき」「安全が確認できないとき」「迷わず列車を止める」認識、判断を共有して運行することが安全確保に不可欠であると考ええる。会社として、JR西日本と共有しているのか明らかにすること。
7. 会社は「危ないと感じたときは列車を止めること」、「安全が確認できないとき迷わず列車を止める」認識、行動については社員にどのように指導・教育しているのか具体的に明らかにすること。

以上